

消防法令等の適合状況

【防火対象物の名称】

【防火対象物の所在地】

1 消防用設備等点検結果報告の状況

点検結果の届出の有無 あり なし
 (最新の点検年月日 年 月 日)
 (最新の報告年月日 年 月 日)

2 消防用設備等点検結果報告書に基づく不備事項の有無

点検実施設備		不備事項
<input type="checkbox"/>	消火器	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	避難器具	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	誘導灯	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/>	連結送水管	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

※消防署に届出された最新の報告年月日の消防用設備等点検結果報告書の一部の内容を抜粋しています。

3 違反公表の状況（ 年 月 日現在）

次に掲げる消防用設備等のうち、設置義務があるが、設置されていない場合又は維持管理義務があるが、主たる機能が喪失していると認められた場合は、横浜市消防局のホームページに、消防法違反対象物として掲載されます。

- (1) 屋内消火栓設備 公表中
 (2) スプリンクラー設備 公表中
 (3) 自動火災報知設備 公表中

備考

- 消防用設備等点検結果報告については、特定防火対象物（飲食店、ホテル、病院等）は1年に1回、非特定防火対象物（共同住宅、事務所等）は3年に1回、消防署長に報告することが、消防法令で義務付けられています。
また、消防用設備等の点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合には30万円以下の罰金又は拘留に科せられることがあります。
- 上記1の年月日は、概ね3年前までに届出されている内容のうち、最新の内容を記載しています。
- 上記1及び2の内容は、点検部分が一部のテナント又は一部の設備のみ実施している場合を含みます。
- 情報提供依頼を受けた時点で、各種届出及び検査等により消防局が把握している情報になりますので、実態と異なる場合があるため、注意してください。